

< 参考資料 >

- ①基礎自治機能の維持・充実に関する研究会 設置要綱
- ②「広域連携に関する研究会」概要
- ③中小企業官公需特定品目
- ④物品等の共同調達 協定書例
- ⑤物品等の共同調達 入札公告例
- ⑥広域での公共施設の統廃合・共同設置 費用計算詳細
- ⑦広域での公共施設の統廃合・共同設置 協定書例

【参考資料①】

基礎自治機能の維持・充実に関する研究会 設置要綱

（目的）

第1条 人口減少・超高齢化、社会経済情勢の変化、社会資本の老朽化等により、市町村行政に影響を及ぼす様々な課題の発生が見込まれる中、府内市町村が、将来にわたって住民サービスを維持・充実していけるよう、必要な方策について、府と市町村がともに検討・研究を行うため、基礎自治機能の維持・充実に関する研究会（以下「基礎自治機能研究会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 基礎自治機能研究会は、市町村が直面すると想定される課題及び広域連携、市町村合併、市町村独自の取組、府による支援等の対応方策について検討・研究を行う。

（構成）

第3条 基礎自治機能研究会は、検討・研究を行う事項ごとに設置するテーマ別の研究会（以下「テーマ別研究会」という。）をもって構成する。

- 2 テーマ別研究会は、市町村が推薦する者及び総務部市町村課職員の中から同課の課長が選定した者をもって構成する。
- 3 テーマ別研究会に座長を置き、総務部市町村課長をもって充てる。
- 4 座長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 座長は、必要に応じて、構成員以外の者をテーマ別研究会に出席させることができる。

（庶務）

第4条 基礎自治機能研究会の庶務は、総務部市町村課において行う。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、テーマ別研究会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月23日から施行する。

【参考資料②】

「広域連携に関する研究会」概要

＜ねらい＞

本研究会は、「基礎自治機能の維持・充実に関する研究会」のテーマ別研究会の一つとして設置したもので、この先府内市町村が直面すると想定される様々な行政課題への対応方策のうち、広域連携の促進に向けた具体的方策を提示・提案することをねらいとする。

＜メンバー＞

研究会メンバーは、市町村課職員及び市町村職員で構成。

市町村職員については、研究テーマに関して知識・実務経験を有し、積極的に検討・研究に参画できる職員を募集。市町村からの推薦に基づき決定。（所属団体の代表ではなく、個人の立場で参画。）

●市町村課メンバー

氏名	所属グループ	役職
土屋 俊平		課長
吉田 真司	振興・分権グループ	課長補佐
平井 良和	振興・分権グループ	総括主査
今仲 昭喜	振興・分権グループ	主査
角田 拓野	振興・分権グループ	主査
中村 有佑	行政グループ	主査
大石 荷葉	財政グループ	主査
田中 秀明	税政グループ	主査

(2018年11月時点)

●市町村メンバー

市町村名	氏名	所属	役職
岸和田市	貝口 みね子	市長公室広報広聴課シティセールス推進担当	参事
寝屋川市	幸西 大輔	総務部人事室	課長
大東市	北谷 友香	政策推進部企画経営課	主査
和泉市	奥 信介	市長公室政策企画室企画経営担当	総括主幹
羽曳野市	南口 修二	市長公室政策推進課	課長
門真市	白川 陽子	保健福祉部高齢福祉課	課長補佐
藤井寺市	角森 慎也	政策企画部政策推進課	課長代理
泉南市	岡田 直樹	教育部	部長
四條畷市	川崎 有紀	総合政策部魅力創造室	主査
大阪狭山市	高橋 宏征	政策推進部人事グループ	課長補佐
阪南市	永井 隆祐	総務部 行政経営室	総括主査
島本町	吉川 展彦	総合政策部	次長兼人事課長
熊取町	橋 和彦	企画部政策企画課	課長

(2018年11月時点)

＜会合の開催実績＞

	開催日	主な内容
第1回	2017年 11月 29日	・研究会のねらいと当面の進め方についての説明 ・近年の広域連携に向けた議論・検討状況の共有
第2回	2018年 2月 20日	・広域連携にかかる課題事項の共有 ・広域連携モデル事例の選定に向けた検討
第3回	2018年 4月 26日	・モデル事例の選定及びシミュレーション方法の検討 ・新たな連携手法の提案に向けた検討
第4回	2018年 6月 6日	・モデル事例のシミュレーション方法の決定 ・新たな連携手法にかかる提案事例の選定
第5回	2018年 7月 23日	・モデル事例のシミュレーション
第6回	2018年 8月 31日	・モデル事例のシミュレーション ・新たな連携手法の検討 ・広域連携にかかる課題事項への対応策の検討
第7回	2018年 10月 3日	・モデル事例のシミュレーション ・新たな連携手法の検討 ・広域連携にかかる課題事項への対応策の検討
第8回	2018年 11月 28日	・報告書の取りまとめについて ・研究成果の活用方法についての意見交換

【参考資料③】

中小企業官公需特定品目

1. 織物	綿・スフ織物（タオル織物を含む。）、絹・人絹織物、毛織物、麻織物、メリヤス生地等
2. 外衣・下着類	制服、労働用・事務用及び衛生用の作業外衣、雨衣、スポーツ用外衣、オーバーコート、スプリングコート、ジャンパー、ズボン、ドレス、スーツ、ジャケット、スカート、セーター、ワイシャツ、ブラウス、スポーツシャツ、シャツ、ズボン下等
3. その他の繊維製品	1. 2. 以外のものであって以下に例示する繊維製品 じゅうたん、ネクタイ、スカーフ、マフラー、ハンカチーフ、寝具、テント、シート、日よけ、ほろ等の帆布、シーツ、テーブル掛、手ぬぐい、ナブキン、どん帳、引幕、のぼり、ひも類、ガーゼ・ほう帯等の繊維製衛生材料、柔道着・剣道着等の和装製品、主として繊維製の帽子、繊維製袋、たび、くつ下、手袋、網、漁網、網地等
4. 家具	木製・金属製の家具（机、テーブル、いす、ロッカー等）、マットレス、組スプリング、ブラインド、カーテンロッド等のカーテン部品、鏡縁、額縁、黒板、教壇、金庫等
5. 印刷	機械（とつ版・平版・おう版等）印刷物及び謄写印刷物、罫紙及び事務用記録帳簿等
6. 機械すき和紙	トイレトーパー、ティッシュペーパー、ちり紙、京花紙、生理用紙、タオル用紙、書道用紙、障子紙等
7. 潤滑油	潤滑油
8. 事務用品	(1) 筆記用具 鉛筆、ボールペン、サインペン、シャープペンシル、マジックインキ、吸取紙、ペン皿、墨、墨汁、消しゴム、下敷、机上用マット、万年筆、付ペン（ペン先、ペン軸）、毛筆、インキ、フェルトペン、白墨、インクスタンド、文鎮、すずり、絵画用品等 (2) 事務用品 ナンバーリング、チェックライター、数取器、ダイモテプライター、ホッチキス、穿孔機、パンチ、統計表示器、新聞架、計算尺、スケール、ソロバン、印章、印肉、謄写板及び謄写用器具、スタンプ、製図用具、定規、鉛筆削り器、のり、テープ等接着用具、クリップ・ピン、画びょう、ファイル等 (3) 事務用記録帳簿（印刷に入るものは除く。） 便箋、封筒、原稿用紙、レポート用紙、バインダーリーフ、カード、記録カード、ノート類、用紙、集計用紙、決算用紙、伝票、通帳、統計表類、領収書、金銭出納帳、帳簿、給料袋、日誌、日報等
9. 台所・食卓用品	(1) 調理用具 ほう丁、ボール、洗いおけ、水切り、ざる、しゃくし類、しゃもじ、皮むき器、手持ちかん切り、おろし器、計量スプーン、計量カップ等 (2) 料理用具 かま、なべ、湯沸し（鉄びんを含む。）、フライパン、玉子焼き器、コッフェル類、飯ごう等 (3) 飲食器 さら類、わん類、グラス・コップ類、はち類、ボール類、酒器類等 (4) 食卓器具 ピッチャ類、ポット類、盆類、きゅうす類、茶卓、調味料入れ、ぜん、せん抜き、ようじ入れ、飯びつ等 (5) 食料貯蔵器具 米びつ、茶筒類、ポット、水筒、弁当箱、ジャー等 (6) ナイフ、フォーク、スプーン、はし類及び同付属品等 ナイフ・フォーク・スプーン類、れんげ、はし、はし箱、はし立て、食食用紙製品（紙コップ・さら等）、飲料用ストロー等
10. 再生プラスチック製品	(1) くい、さく、支柱類 標識くい、境界くい、測量くい、柵くい、線路表示くい、工事用支柱、さく等 (2) 板、まくら木類 土止板、フェンス、配管用まくら木等 (3) 公園施設類 ベンチ、街路樹支柱、公園のさく・くい、遊び具類等 (4) 土木建築用資材 U字溝、溝ぶた、土管代用品、住宅用資材等

出典：中小企業庁「官公需契約の手引 施策の概要（平成29年度版）」（2017年）から作成

【参考資料④】

物品等の共同調達 協定書例

A市及びB町による物品の共同調達に関する基本協定書

A市（以下「甲」という。）とB町（以下「乙」という。）は、物品を共同して調達する（以下「物品の共同調達」という。）ために必要な基本事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条

この協定は、物品の共同調達に関する基本事項に関し、甲乙の合意事項について定め、公共調達の円滑化と効率化を図ることを目的とする。

（対象物品）

第2条

共同調達の対象とする物品は次のとおりとする。

品目 ○○○

（仕様）

第3条

対象物品の仕様は、購入数量、規格のほか必要な内容について甲乙協議の上、別途定める。

（発注）

第4条

- 1 乙は、第2条の物品に係る入札事務を甲に委託する。
- 2 甲がA市一般競争入札実施要綱に基づき実施する入札事務は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 入札公告
 - (2) 入札参加に必要な書類の交付及び受付事務
 - (3) 入札参加資格審査及びその通知
 - (4) 開札
 - (5) 落札者決定通知
- 3 物品の共同調達に必要な入札参加資格条件、予定価格及び入札公告の内容は、甲及び乙が協議して定める。
- 4 乙は、甲に対して、入札参加資格審査に必要な情報を提供する。
- 5 前4項の規定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の規定により随意契約によることができる場合に準用する。

(契約)

第5条

- 1 物品の購入契約は甲及び乙がそれぞれの約款により締結する。
- 2 甲及び乙それぞれの契約金額の決定方法は、甲乙協議の上、別途定める。

(納品検査)

第6条

共同調達した物品の納品検査は、甲及び乙が第3条の仕様に定める自らの購入分について行う。

(その他)

第7条

この協定に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 A市
代表者 A市長 ○○ ○○

乙 B町
代表者 B町長 ○○ ○○

【参考資料⑤】

物品等の共同調達 入札公告例

入札公告〔関係部分のみ抜粋〕

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 6 の規定により公告する。

入札参加者は、この「公告」のほか、入札説明書の内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知の上、入札を行うこと。

〇〇年〇〇月〇〇日

A市長 〇〇 〇〇

1 発注の内容

- (1) 案件名称 〇〇の購入
- (2) 品名 ア A市において購入するもの 〇〇
 イ B町において購入するもの 〇〇
- (3) 数量 ア A市 30,000個
 イ B町 20,000個
- (4) 入札参加資格 A市及びB町の入札参加資格登録者名簿中、〇〇に該当する者
(A市及びB町両方の登録が必要です。)
- (5) 納入場所 A市及びB町の指定する場所
- (6) 納入期日 〇〇年〇〇月〇〇日
- (7) かし担保期間 あり（原則〇年）
- (8) 入札書記載金額 入札書記載金額は、A市及びB町が調達する案件それぞれの契約希望金額の合計金額の 108 分の 100 に相当する金額（税抜き金額）とすること。

2 契約書等に関する事項

- (1) 契約書を作成する。
- (2) 契約書は、A市及びB町がそれぞれ落札業者と締結するものとし、契約約款についてもA市及びB町それぞれの約款を用いるものとする。
- (3) 前項において、入札書記載金額を下記の計算式により按分の上、それぞれの金額を算出する。（小数点未満を四捨五入する。）
 - ア A市において調達する案件：入札書記載金額－（次号イの金額）
 - イ B町において調達する案件：入札書記載金額×0.4

(4) 契約金額は、前項で算出して得た金額に消費税及び地方消費税額(小数点未満四捨五入)を加えた額とする。

ただし、消費税及び地方消費税額の合計は、入札書記載金額に0.08を乗じて得た金額(小数点未満切り捨て)と合致するよう、A市において調達する案件の消費税及び地方消費税額で調整する。

3 手続き先・問合せ先

(1) 本件入札に関する事、及び落札候補者の提出書類の提出先並びに落札決定後のA市との契約手続きに関する事 A市契約担当課

(2) 落札決定後のB町との契約手続きに関する事 B町契約担当課

【参考資料⑥】

広域での公共施設の統廃合・共同設置 費用計算詳細

(1) ケース1：地域全体での統廃合モデル

(i) ケース1-1（文化会館）

(A) 施設の概要・各種費用

団体名	竣工年度(年)	敷地面積(m ²)	延床面積(m ²)	年間維持管理費(千円)	建替費(千円)	大規模改修費(千円)		撤去費(千円)	地価(千円/m ²)	土地売却益(千円)			
						一括払分(千円)	各年払分(千円)						
A	2000	15,000	27,000	270,000	10,800,000	2,700,000	270,000	6,750,000	1,687,500	168,750	756,000	90	1,350,000
B	1995	16,000	17,000	170,000	6,800,000	1,700,000	170,000	4,250,000	1,062,500	106,250	476,000	70	1,120,000
C	1995	15,000	12,000	120,000	4,800,000	1,200,000	120,000	3,000,000	750,000	75,000	336,000	70	1,050,000
D	1985	9,000	5,000	50,000	2,000,000	500,000	50,000	1,250,000	312,500	31,250	140,000	60	540,000
E	1990	5,000	5,000	50,000	2,000,000	500,000	50,000	1,250,000	312,500	31,250	140,000	50	250,000
F	1970	3,000	2,000	20,000	800,000	200,000	20,000	500,000	125,000	12,500	56,000	50	150,000

(B) 計算結果

ア：統廃合しない場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
A	20	25	30 ☆	35	(40)
B	25	30 ☆	35	40	(45)
C	25	30 ☆	35	40	(45)
D	35	40	45	50	(55)
E	30 ☆	35	40	45	(50)
F	50	55	0 ★	5	(10)

(☆：大規模改修 ☆：建替え ×：除却)

		(千円)			
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	312,500	1,812,500	1,887,500	—
	撤去費	—	—	—	—
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	635,000	526,250	432,500	432,500
	維持管理費	680,000	680,000	680,000	680,000
	B × 5年間(C)	6,575,000	6,031,250	5,562,500	5,562,500
A + C		6,887,500	7,843,750	7,450,000	5,562,500
		20年間累計			
		27,743,750			

イ：統廃合する場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
A	20	25	30 ☆	35	(40)
B	25	30 ×	—	—	—
C	25	30 ☆	35	40	(45)
D	35	40	45	50	(55)
E	30 ×	—	—	—	—
F	50	55	60 ×	—	—

(☆：大規模改修 ☆：建替え ×：除却)

		(千円)			
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	—	750,000	1,687,500	—
	撤去費	140,000	476,000	56,000	—
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	603,750	388,750	275,000	275,000
	維持管理費	630,000	460,000	440,000	440,000
	B × 5年間(C)	6,168,750	4,243,750	3,575,000	3,575,000
A + C		6,308,750	5,469,750	5,318,500	3,575,000
		20年間累計			
		20,672,000			
土地売却益		250,000	1,120,000	150,000	—
		1,520,000			

(C) 累計費用

	20年間累計費用 (住民1人あたり)	アとイの差額 (減少率)
ア：統廃合しない場合	277.4億円 (51千円)	—
イ：統廃合する場合	206.7億円 (38千円)	70.7億円 (▲25.5%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	191.5億円 (35千円)	85.9億円 (▲31.0%)

※端数処理の関係で、差額及び減少率は(C)累計費用から計算した値と一致しない場合がある。以下の項目でも同じ。

【建替え・改修・除却年度に計上する費用】

- ・ 建替え・大規模にかかる改修費用の一括払分：(建替え・大規模改修費用) × 25%
- ・ 撤去費

※土地売却益も参考として提示

【毎年度計上する費用】

- ・ 維持管理費
- ・ 建替え・大規模にかかる改修費用の各年払分：(建替え・大規模改修費用) × 75% ÷ 30年

(ii) ケース 1-2 (中央図書館)

(A) 施設の概要・各種費用

団体名	竣工年度(年)	敷地面積(m ²)	延床面積(m ²)	年間維持管理費(千円)	建替費(千円)	一括払分(千円)		大規模改修費(千円)	一括払分(千円)		撤去費(千円)	地価(千円/m ²)	土地売却益(千円)
						各年払分(千円)	各年払分(千円)		各年払分(千円)				
A	1975	2,000	2,300	25,146	920,000	230,000	23,000	575,000	143,750	14,375	64,400	90	180,000
B	1995	3,000	3,000	32,799	1,200,000	300,000	30,000	750,000	187,500	18,750	84,000	70	210,000
C	1990	3,000	2,600	28,426	1,040,000	260,000	26,000	650,000	162,500	16,250	72,800	70	210,000
D	1985	3,000	1,600	17,493	640,000	160,000	16,000	400,000	100,000	10,000	44,800	60	180,000
E	1990	2,000	1,800	19,679	720,000	180,000	18,000	450,000	112,500	11,250	50,400	50	100,000
F	1995	6,000	3,900	42,639	1,560,000	390,000	39,000	975,000	243,750	24,375	109,200	50	300,000

(B) 計算結果

ア：統廃合しない場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
A	45	50	55	0★	(5)
B	25	30★	35	40	(45)
C	30★	35	40	45	(50)
D	35	40	45	50	(55)
E	30★	35	40	45	(50)
F	25	30★	35	40	(45)

(★：大規模改修 ★：建替え ×：除却)

		(千円)			
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	275,000	431,250	—	230,000
	撤去費	—	—	—	—
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	120,875	95,000	95,000	103,625
	維持管理費	152,000	152,000	152,000	152,000
	B×5年間(C)	1,364,375	1,235,000	1,235,000	1,278,125
	A+C	1,639,375	1,666,250	1,235,000	1,508,125
		20年間累計			
		6,048,750			

イ：統廃合する場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
A	45	50	55	0★	(5)
B	25	30★	35	40	(45)
C	30×	—	—	—	—
D	35	40	45	50	(55)
E	30★	35	40	45	(50)
F	25	30★	35	40	(45)

(★：大規模改修 ★：建替え ×：除却)

		(千円)			
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	112,500	431,250	—	230,000
	撤去費	72,800	—	—	—
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	104,625	78,750	78,750	87,375
	維持管理費	126,000	126,000	126,000	126,000
	B×5年間(C)	1,153,125	1,023,750	1,023,750	1,066,875
	A+C	1,338,425	1,455,000	1,023,750	1,296,875
		20年間累計			
		5,114,050			
土地売却益		210,000	—	—	—
		210,000			

(C) 累計費用

	20年間累計費用 (住民1人あたり)	アとイの差額 (減少率)
ア：統廃合しない場合	60.5億円 (11千円)	—
イ：統廃合する場合	51.1億円 (9千円)	9.3億円 (▲15.5%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	49.0億円 (9千円)	11.4億円 (▲18.9%)

(iii) ケース 1-3 (総合体育館)

(A) 施設の概要・各種費用

団体名	竣工年度(年)	敷地面積(m ²)	延床面積(m ²)	年間維持管理費(千円)	建替費(千円)	一括払分(千円)		大規模改修費(千円)	一括払分(千円)		撤去費(千円)	地価(千円/m ²)	土地売却益(千円)
						各年払分(千円)	各年払分(千円)						
A	1995	31,000	11,000	82,896	3,960,000	990,000	99,000	2,200,000	550,000	55,000	308,000	90	2,790,000
B	1980	39,000	6,000	45,216	2,160,000	540,000	54,000	1,200,000	300,000	30,000	168,000	70	2,730,000
C	1985	7,000	6,000	45,216	2,160,000	540,000	54,000	1,200,000	300,000	30,000	168,000	70	490,000
D	1975	7,000	4,000	30,144	1,440,000	360,000	36,000	800,000	200,000	20,000	112,000	60	420,000
E	1980	16,000	4,000	30,144	1,440,000	360,000	36,000	800,000	200,000	20,000	112,000	50	800,000
F	1995	28,000	9,000	67,824	3,240,000	810,000	81,000	1,800,000	450,000	45,000	252,000	50	1,400,000

(B) 計算結果

ア：統廃合しない場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
A	25	30 ☆	35	40	(5)
B	40	45	50	55	(60)
C	35	40	45	50	(55)
D	45	50	55	0 ★	(5)
E	40	45	50	55	(60)
F	25	30 ☆	35	40	(45)

(☆：大規模改修 ★：建替え ×：除却)

		(千円)			
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	—	1,000,000	—	360,000
	撤去費	—	—	—	—
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	280,000	200,000	200,000	216,000
	維持管理費	300,000	300,000	300,000	300,000
	B × 5年間(C)	2,900,000	2,500,000	2,500,000	2,580,000
	A + C	2,900,000	3,500,000	2,500,000	2,940,000
					20年間累計
					11,840,000

イ：統廃合する場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
A	25	30 ×	—	—	—
B	40	45	50	55	(60)
C	35	40	45	50	(55)
D	45	50	55	60 ×	—
E	40	45	50	55	(60)
F	25	30 ☆	35	40	(45)

(☆：大規模改修 ★：建替え ×：除却)

		(千円)			
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	—	450,000	—	—
	撤去費	—	308,000	—	112,000
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	280,000	145,000	145,000	125,000
	維持管理費	300,000	217,500	217,500	187,500
	B × 5年間(C)	2,900,000	1,812,500	1,812,500	1,562,500
	A + C	2,900,000	2,570,500	1,812,500	1,674,500
					20年間累計
					8,957,000

土地売却益	—	2,790,000	—	420,000	3,210,000
-------	---	-----------	---	---------	-----------

(C) 累計費用

	20年間累計費用 (住民1人あたり)	アとイの差額 (減少率)
ア：統廃合しない場合	118.4億円 (22千円)	—
イ：統廃合する場合	89.6億円 (16千円)	28.8億円 (▲24.3%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	57.4億円 (11千円)	60.9億円 (▲51.5%)

(2) ケース2：隣接団体での統廃合モデル

(i) ケース2-1 (文化会館)

(A) 施設の概要・各種費用

団体名	竣工年度(年)	敷地面積(m ²)	延床面積(m ²)	年間維持管理費(千円)	建替費(千円)	一括払分(千円)		大規模改修費(千円)		撤去費(千円)	地価(千円/m ²)	土地売却益(千円)	
						一括払分(千円)	各年払分(千円)	一括払分(千円)	各年払分(千円)				
G	1990	14,000	19,000	190,000	7,600,000	1,900,000	190,000	4,750,000	1,187,500	118,750	532,000	80	1,120,000
H	1990	9,000	11,000	110,000	4,400,000	1,100,000	110,000	2,750,000	687,500	68,750	308,000	70	630,000
I	1990	8,000	14,000	140,000	5,600,000	1,400,000	140,000	3,500,000	875,000	87,500	392,000	100	800,000

(B) 計算結果

ア：統廃合しない場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
G	30 ☆	35	40	45	(50)
H	30 ☆	35	40	45	(50)
I	30 ☆	35	40	45	(50)

(☆：大規模改修 ☆：建替え ×：除却)

		(千円)				
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年	
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	2,750,000	—	—	—	
	撤去費	—	—	—	—	
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	275,000	275,000	275,000	275,000	
	維持管理費	440,000	440,000	440,000	440,000	
	B × 5年間(C)	3,575,000	3,575,000	3,575,000	3,575,000	
	A + C	6,325,000	3,575,000	3,575,000	3,575,000	20年間累計 17,050,000

イ：2施設を除却する場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
G	30 ☆	35	40	45	(50)
H	30 ×	—	—	—	—
I	30 ×	—	—	—	—

(☆：大規模改修 ☆：建替え ×：除却)

		(千円)				
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年	
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	1,187,500	—	—	—	
	撤去費	700,000	—	—	—	
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	118,750	118,750	118,750	118,750	
	維持管理費	190,000	190,000	190,000	190,000	
	B × 5年間(C)	1,543,750	1,543,750	1,543,750	1,543,750	
	A + C	3,431,250	1,543,750	1,543,750	1,543,750	20年間累計 8,062,500
土地売却益	1,430,000	—	—	—	1,430,000	

ウ：3施設とも除却し、1施設を新築する場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
G	30 ×	—	—	—	—
H	30 ×	—	—	—	—
I	30 ×	—	—	—	—
新築施設	0	5	10	15	20

(☆：大規模改修 ☆：建替え ×：除却)

※新築施設は18,000 m²

		(千円)				
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年	
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	1,800,000	—	—	—	
	撤去費	1,232,000	—	—	—	
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	180,000	180,000	180,000	180,000	
	維持管理費	180,000	180,000	180,000	180,000	
	B × 5年間(C)	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	
	A + C	4,832,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	20年間累計 10,232,000
土地売却益	2,550,000	—	—	—	2,550,000	

(C) 累計費用

	20年間累計費用 (住民1人あたり)	アとイの差額 (減少率)
ア：統廃合しない場合	170.5億円 (62千円)	—
イ：2施設を除却する場合	80.6億円 (29千円)	89.9億円 (▲52.7%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	66.3億円 (24千円)	104.2億円 (▲61.1%)
ウ：3施設を除却して1施設を新築する場合	102.3億円 (37千円)	68.2億円 (▲40.0%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	76.8億円 (28千円)	93.7億円 (▲54.9%)

(ii) ケース 2-2 (文化会館)

(A) 施設の概要・各種費用

団体名	竣工年度(年)	敷地面積(m ²)	延床面積(m ²)	年間維持管理費(千円)	建替費(千円)	大規模改修費(千円)		撤去費(千円)	地価(千円/m ²)	土地売却益(千円)			
						一括払分(千円)	各年払分(千円)						
J	2015	17,000	13,000	130,000	5,200,000	1,300,000	130,000	3,250,000	812,500	81,250	364,000	200	3,400,000
K	1975	11,000	8,000	80,000	3,200,000	800,000	80,000	2,000,000	500,000	50,000	224,000	180	1,980,000

(B) 計算結果

ア：統廃合しない場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
J	5	10	15	20	(25)
K	45	50	55	0★	(5)

(☆：大規模改修 ★：建替え ×：除却)

		(千円)			
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	—	—	—	800,000
	撤去費	—	—	—	—
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	180,000	180,000	180,000	210,000
	維持管理費	210,000	210,000	210,000	210,000
	B×5年間(C)	1,950,000	1,950,000	1,950,000	2,100,000
	A+C	1,950,000	1,950,000	1,950,000	2,900,000
					20年間累計
					8,750,000

イ：大規模改修又は建替えが必要な時点で除却していく場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
J	5	10	15	20	(25)
K	45	50	55	60×	—

(☆：大規模改修 ★：建替え ×：除却)

		(千円)			
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	—	—	—	—
	撤去費	—	—	—	224,000
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	180,000	180,000	180,000	130,000
	維持管理費	210,000	210,000	210,000	130,000
	B×5年間(C)	1,950,000	1,950,000	1,950,000	1,300,000
	A+C	1,950,000	1,950,000	1,950,000	1,524,000
					20年間累計
					7,374,000
土地売却益		—	—	—	1,980,000
		—	—	—	1,980,000

ウ：1施設を2020年時点で除却する場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
J	5	10	15	20	(25)
K	45×	—	—	—	—

(☆：大規模改修 ★：建替え ×：除却)

		(千円)			
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	—	—	—	—
	撤去費	224,000	—	—	—
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	130,000	130,000	130,000	130,000
	維持管理費	130,000	130,000	130,000	130,000
	B×5年間(C)	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000
	A+C	2,274,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000
					20年間累計
					6,174,000
土地売却益		1,980,000	—	—	—
		1,980,000	—	—	1,980,000

※団体Kの施設を築45年のタイミングで除却するため、各年払分の建築費の残額を一括で計上する。

(C) 累計費用

	20年間累計費用 (住民1人あたり)	アとイの差額 (減少率)
ア：統廃合しない場合	87.5億円 (17千円)	—
イ：大規模改修又は建替えが必要な時点で除却していく場合	73.7億円 (15千円)	13.8億円 (▲15.7%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	53.9億円 (11千円)	33.6億円 (▲38.4%)
ウ：1施設を2020年時点で除却する場合	61.7億円 (12千円)	25.8億円 (▲29.4%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	41.9億円 (8千円)	45.6億円 (▲52.1%)

(iii) ケース 2-3 (中央図書館)

(A) 施設の概要・各種費用

団体名	竣工年度(年)	敷地面積(m ²)	延床面積(m ²)	年間維持管理費(千円)	建替費(千円)	一括払分(千円)		大規模改修費(千円)	一括払分(千円)		撤去費(千円)	地価(千円/m ²)	土地売却益(千円)
						一括払分(千円)	各年払分(千円)		一括払分(千円)	各年払分(千円)			
L	1975	1,000	3,000	30,000	1,200,000	300,000	30,000	750,000	187,500	18,750	84,000	120	120,000
M	1985	1,000	1,000	10,000	400,000	100,000	10,000	250,000	62,500	6,250	28,000	120	120,000
N	1975	1,000	2,000	20,000	800,000	200,000	20,000	500,000	125,000	12,500	56,000	120	120,000
O	1980	2,000	1,000	10,000	400,000	100,000	10,000	250,000	62,500	6,250	28,000	120	240,000

(B) 計算結果

ア：統廃合しない場合

団体名	築年数(年)					(千円)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年	20年間累計
L	45	50	55	0★	(5)	—	—	—	500,000	2,868,750
M	35	40	45	50	(55)	—	—	—	—	
N	45	50	55	0★	(5)	43,750	43,750	43,750	62,500	
O	40	45	50	55	(60)	70,000	70,000	70,000	70,000	
改修・建替え・除却時費用(A)						B×5年間(C)				20年間累計
毎年の費用(B)						568,750	568,750	568,750	662,500	2,868,750
A+C						568,750	568,750	568,750	1,162,500	2,868,750

イ：大規模改修又は建替えが必要な時点で除却していく場合

団体名	築年数(年)					(千円)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年	20年間累計
L	45	50	55	60×	—	1,187,500	—	—	—	2,008,750
M	35	40	45	50	(55)	—	—	—	—	
N	45	50	55	60×	—	118,750	118,750	118,750	118,750	
O	40	45	50	55	(60)	190,000	190,000	190,000	190,000	
改修・建替え・除却時費用(A)						B×5年間(C)				20年間累計
毎年の費用(B)						1,543,750	1,543,750	1,543,750	1,543,750	2,008,750
A+C						3,431,250	1,543,750	1,543,750	1,543,750	2,008,750
土地売却益						—	—	—	240,000	240,000

ウ：2施設を広域利用し、他の施設は2020年時点で除却する場合

団体名	築年数(年)					(千円)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年	20年間累計
L	45	50	55	0★	(5)	—	—	—	300,000	2,052,750
M	35	40	45	50	(55)	84,000	—	—	—	
N	45×	—	—	—	—	312,500	—	—	—	
O	40×	—	—	—	—	25,000	25,000	25,000	36,250	
改修・建替え・除却時費用(A)						B×5年間(C)				20年間累計
毎年の費用(B)						7,215,000	325,000	325,000	681,250	2,052,750
A+C						7,215,000	325,000	325,000	681,250	2,052,750
土地売却益						360,000	—	—	—	360,000

※団体Nの施設を築45年で、団体Oの施設を築40年のタイミングで除却するため、各年払分の建築費の残額を一括で計上する。

(C) 累計費用

	20年間累計費用(住民1人あたり)	アとイの差額(減少率)
ア：統廃合しない場合	28.7億円(5千円)	—
イ：大規模改修又は建替えが必要な時点で除却していく場合	20.1億円(4千円)	8.6億円(▲30.0%)
[参考] 土地売却益を含む場合	17.7億円(3千円)	11.1億円(▲38.3%)
ウ：2施設を広域利用し、他の施設は2020年時点で除却する場合	20.5億円(4千円)	8.2億円(▲28.4%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	16.9億円(3千円)	11.8億円(▲41.0%)

(iv) ケース 2-4 (総合体育館)

(A) 施設の概要・各種費用

団体名	竣工年度(年)	敷地面積(m ²)	延床面積(m ²)	年間維持管理費(千円)	建替費(千円)	一括払分(千円)		大規模改修費(千円)	一括払分(千円)		撤去費(千円)	地価(千円/m ²)	土地売却益(千円)
						各年払分(千円)	各年払分(千円)						
P	1980	10,000	5,000	37,500	1,800,000	450,000	45,000	1,000,000	250,000	25,000	140,000	130	1,300,000
Q	1995	6,000	9,000	67,500	3,240,000	810,000	81,000	1,800,000	450,000	45,000	252,000	100	600,000

(B) 計算結果

ア：統廃合しない場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
P	40	45	50	55	(60)
Q	25	30★	35	40	(45)

(☆: 大規模改修 ★: 建替え ×: 除却)

		(千円)			
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	—	450,000	—	—
	撤去費	—	—	—	—
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	106,000	70,000	70,000	70,000
	維持管理費	105,000	105,000	105,000	105,000
	B × 5年間(C)	1,055,000	875,000	875,000	875,000
	A + C	1,055,000	1,325,000	875,000	875,000
					20年間累計
					4,130,000

イ：大規模改修又は建替えが必要な時点で除却していく場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
P	40	45	50	55	(60)
Q	25	30×	—	—	—

(☆: 大規模改修 ★: 建替え ×: 除却)

		(千円)			
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	—	—	—	—
	撤去費	—	252,000	—	—
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	106,000	25,000	25,000	25,000
	維持管理費	105,000	37,500	37,500	37,500
	B × 5年間(C)	1,055,000	312,500	312,500	312,500
	A + C	1,055,000	564,500	312,500	312,500
					20年間累計
					2,244,500
土地売却益		—	600,000	—	—
					600,000

(C) 累計費用

	20年間累計費用(住民1人あたり)	アとイの差額(減少率)
ア：統廃合しない場合	41.3億円(23千円)	—
イ：大規模改修又は建替えが必要な時点で除却していく場合	22.4億円(12千円)	18.9億円(▲45.7%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	16.4億円(9千円)	24.9億円(▲60.2%)

【参考資料⑦】

広域での公共施設の統廃合・共同設置 協定書例

公共施設の広域利用に関する協定書

A市、B町及びC村（以下「協定市町村」という。）は、協定市町村が設置する公の施設を協定市町村の住民が相互に利用すること（以下「広域利用」という。）に関し、次のとおり協定する。

（対象施設）

第1条 広域利用の対象となる公の施設（以下「対象施設」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

（利用者の範囲）

第2条 対象施設を利用できる者（以下「利用者」という。）は、協定市町村の住民とする。

（利用手続）

第3条 広域利用による対象施設の利用手続は、当該対象施設を設置する市町村の住民の手続と同様とする。

（使用料）

第4条 広域利用による対象施設の使用料の額は、当該対象施設を設置する市町村の住民と同額とする。

（経費負担）

第5条 対象施設の維持管理及び運営に要する経費は、協定市町村の負担金その他の収入をもってこれに充てる。

2 前項の負担金の額は、別表2に定めるところにより算定する。

（定めのない事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

（協定書の発効）

第7条 この協定は、○年○月○日から発効する。